



平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 電 源 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 北 村 雅 良
(コード番号：9513、東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 経 営 企 画 部 経 営 企 画 室 長 加 藤 英 彰
(T E L . 0 3 - 3 5 4 6 - 2 2 1 1)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 17 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達】の目的

当社グループは、経営理念として掲げる「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」という社会的使命を果たしながら、不断に企業価値の向上を図るべく、平成 16 年 10 月の完全民営化・東証一部上場以来この 10 年間、国内外で新たな電源開発を着実に推進するとともに電力の安定供給に努めてまいりました。

平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機として、日本のエネルギー・電力事情は大きく変化しました。平成 26 年 4 月に閣議決定された『エネルギー基本計画』において、石炭火力は「供給安定性や経済性に優れた重要なベースロード電源」と位置付けられ、原子力依存度の低減によりベースロード供給力の減少が見込まれる中であって、石炭火力の重要性が一層高まっています。

このような環境下、世界最高水準の環境対策と発電効率を誇る石炭火力発電技術（クリーン・コール・テクノロジー）で日本の石炭火力をリードしてきた当社グループにとって、事業機会が拡大してきております。当社グループは、現在、竹原火力発電所新 1 号機（広島県、60 万 kW）、鹿島パワー計画（茨城県、64 万 kW、新日鉄住金㈱との折半出資による合弁）、風力や地熱といった再生可能エネルギーという新たな開発プロジェクトを有しています。これら開発プロジェクトの実施は、当社企業価値の更なる向上に資するに留まらず、日本のエネルギー課題の解決の一助にもなるものと考えます。

今回の資金調達は、上記をはじめとする当社グループが有する開発プロジェクトの着実な推進に向けて実施するものであり、手取金はこれら設備資金の一部に充当いたします。また、本資金調達を通じて自己資本の充実を図り、爾後の資金調達の柔軟性を高めることで、今後新たに見込まれる国内外の事業機会を機動的に獲得し、かつ電力システム改革により到来する競争環境を勝ち抜くための体制整備を図ります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①及び②の合計による当社普通株式 13,031,500 株
① 下記(4)に記載の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 12,181,500 株
② 下記(4)に記載の海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 850,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 3 月 3 日(火)から平成 27 年 3 月 5 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
公募による新株式発行に係る募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 27 年 3 月 10 日(火)から平成 27 年 3 月 12 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 16,518,500 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による自己株式の処分（一般募集）における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、公募による自己株式の処分（一般募集）における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分（一般募集）における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成 27 年 3 月 10 日（火）から平成 27 年 3 月 12 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売出席の種類及び数 当社普通株式 3,450,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席数は、一般募集（上記 1 及び上記 2 の一般募集を総称していう。以下、本 3 において同じ。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出席人 野村證券株式会社
- (3) 売出席価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出席目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 3,450,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,450,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野 村 証 券 株 式 会 社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平 成 27 年 3 月 23 日 (月)
- (6) 払 込 期 日 平 成 27 年 3 月 24 日 (火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 3,450,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,450,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社を取得させるために、当社は平成 27 年 2 月 17 日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 3,450,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 27 年 3 月 24 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 3 月 17 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	166,569,600 株	（平成 27 年 2 月 17 日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	13,031,500 株	（注） 1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	179,601,100 株	（注） 1.
第三者割当による新株式発行による増加株式数	3,450,000 株	（注） 2.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	183,051,100 株	（注） 2.

（注） 1. 前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」（1）②に記載の権利全部を引受人が行行使した場合の数字です。

2. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	16,518,551 株	（平成 26 年 9 月 30 日現在）
処分株式数	16,518,500 株	
処分後の自己株式数	51 株	

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 133,164,500,000 円については、1,168 億円を平成 31 年 3 月末日までに当社グループの新規設備投資資金に、残額を平成 30 年 3 月末日までに既設設備の更新投資資金に充当する予定です。

当社グループの新規設備投資資金については、熱効率の高い最新鋭火力発電設備への投資を中心に充当する予定です。具体的には、当社が実施する竹原火力発電所新 1 号機の建設資金の一部に 579 億円、関連会社を通じて事業推進を図っている、タイ国におけるウタイ火力発電所の建設資金の一部に 108 億円、鹿島パワー株式会社の石炭火力発電所の建設資金の一部に 96 億円、大崎クールジェン株式会社における酸素吹 IGCC 実証試験発電設備の建設資金の一部に 195 億円をそれぞれ充当する予定です。また、関連会社を通じて行う風力発電所及び地熱発電所の建設資金の一部に 189 億円を充当する予定です。

更新投資資金については、全額を本邦国内の既設火力発電所全 7 地点（磯子、高砂、竹原、橘湾、松島、松浦、石川）における発電設備の更新及び改良投資の一部に充当することを予定しております。これら設備の更新・改良投資によって発電設備の経年劣化に伴う熱効率の低下を防ぐことで、燃料使用量や CO2 排出量の増加を抑制し、電力システム改革によりもたらされる競争環境下でも当社発電所のコスト競争力を維持することが可能となります。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機として、我が国の電源構成における原子力比率は今後低下していく方向にあります。これにより減じるベースロード供給力を補うものとして、燃料費が相対的に安価である石炭火力の重要性が一層高まっている状況にあります。このような環境下、世界最高水準の環境対策と発電効率を誇る石炭火力発電技術（クリーン・コール・テクノロジー）で日本の石炭火力をリードしてきた当社グループにとって、事業機会が拡大してきております。

今回の資金調達は、当社グループが有する開発プロジェクトの着実な推進に向けて、上記のとおり手取金を設備資金の一部に充当するとともに、今後新たに見込まれる国内外の事業機会を機動的に獲得し、また電力システム改革により到来する競争環境を勝ち抜く諸施策を機動的かつ柔軟に実施するための体制整備として実施することといたしました。

当該新規設備に関する投資計画は、平成 27 年 2 月 17 日現在、以下のとおりとなっております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

会社名・事業地点名	所在地	設備の内容（種別）	資金調達方法 (注) 1	着工年月	使用開始 予定年月	完成後 の出力
電源開発(株) 竹原火力発電所 新1号機	広島県 竹原市	汽力発電設備新設投資	自己資金、金融機関からの借入金及び増資資金	平成26年 3月	平成32年 9月	60万 kW
Gulf JP Co., Ltd. ウタイ火力発電所	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡		当社から J-POWER Holdings (Thailand) Co., Ltd. を通じた出資金及びその他株主からの出資金並びに金融機関からの借入金	平成24年 11月	平成27年 6月及び 12月	160万 kW
鹿島パワー(株)	茨城県 鹿嶋市		当社その他株主からの出資金及び金融機関からの借入金	平成28年 12月予定	平成32年 7月	64万 kW
大崎クールジェン(株)	広島県 豊田郡 大崎上島町	酸素吹 IGCC 実証試験発電所 新設投資 (注) 2	当社その他株主からの出資金及び負担金並びに国からの補助金	平成25年 3月	平成29年 3月	16.6万 kW
(株)ジェイウインド大間 大間風力発電所	青森県 下北郡 大間町	新エネルギー等発電設備 新設投資	当社からの出資金及び借入金	平成26年 10月	平成28年 3月	19,500 kW
由利本荘風力発電(株) 由利本荘風力発電所	秋田県 由利本荘市			平成27年 7月予定	平成29年 1月	16,100 kW
日本クリーン エネルギー開発(株) 南愛媛風力発電所 (増設分)	愛媛県 宇和島市			平成27年 2月予定	平成28年 3月	6,900 kW
湯沢地熱(株) 山葵地熱発電所	秋田県 湯沢市			当社その他株主からの出資金及び金融機関からの借入金	平成27年 4月予定	平成31年 5月

(注) 1 当社からの出資金等については、今回の増資資金をもって投融資を行います。

2 酸素吹 IGCC とは、酸素を用いた石炭ガス化複合発電 (IGCC: Integrated coal Gasification Combined Cycle) を指し、ガスタービンと蒸気タービンの複合発電を行うことで、従来の微粉炭火力発電を上回る発電効率が達成可能となる手法を言います。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行、自己株式の処分及び本件第三者割当増資の実施により、上記(1)に記載のとおり投融資を進めることで、当社グループの中長期的な収益性の向上及び財務基盤の拡充に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の事業は、発電所等のインフラに投資し、長期間の操業を通じて投資回収を図ることが最大の特徴です。当社は、このビジネスの特徴を踏まえ、安定した配当の継続を最も重視しています。さらに、長期的な取組みによって持続的に企業価値を高め、成長の成果による還元の実現に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、新たな成長に向けた事業投資に適切に振り向けるとともに、財務体質の強化が必要との認識の下、自己資本の充実に充ててまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	107.39円	198.65円	191.23円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	70.00円 (35.00円)	70.00円 (35.00円)	70.00円 (35.00円)
実績連結配当性向	65.2%	35.2%	36.6%
自己資本連結当期純利益率	3.9%	6.9%	5.9%
連結純資産配当率	2.6%	2.4%	2.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	2,584 円	2,280 円	2,476 円	2,937 円
高 値	2,584 円	2,531 円	3,770 円	4,690 円
安 値	1,734 円	1,657 円	2,288 円	2,650 円
終 値	2,244 円	2,477 円	2,915 円	4,405 円
株価収益率	20.9 倍	12.5 倍	15.2 倍	—

- (注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月16日(月)現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。